

第9条 乙は、賃借料又は電気料金を、甲が指定する期限までに納入しなかったときは、遅延日数に応じて、納入すべき額に年14.6%を乗じて得た額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(費用の負担)

第10条 自動販売機の設置及び維持管理、撤去に要する費用(消防育英会で指定するラッピング及び表示含む)は、全て乙の負担とする。

ただし、甲が撤去を必要ないと認めた場合はこの限りでない。

2 貸付仕様書により消防育英会支援型自動販売機を設置したときは、売上本数1本あたりに付き、公益財団法人消防育英会で定める額を当該機関に寄付するものとする。なお、寄付に要する費用は全て乙の負担とする。

(管理責任)

第11条 乙は、善良な管理者としての責任及び注意をもって物件を維持管理しなければならない。

(災害時等の協力)

第12条 乙は、災害時等に甲からの要請があるときは、自動販売機内の在庫飲料を無償で提供するものとする。

(報告等義務)

第13条 乙は、この契約締結後速やかに自動販売機の管理等の担当者を定め、自動販売機の管理関係等に関する届出書を甲に提出しなければならない。自動販売機の管理等の担当者に変更があったときも同様とする。

2 乙は、貸借期間内の毎月末締めにおいて、自動販売機の売上げ本数及び金額を、年2回(上半期分・下半期分)を翌月の10日までに、甲に報告しなければならない。

(甲の承認を要する行為)

第14条 乙は、物件において、自動販売機の改良又は変更等をしようとするときは、甲に対して、その旨を事前に文書で通知し、甲の承認を得なければならない。

(かし担保)

第15条 乙は、この契約締結後に物件に数量の不足又は隠れたかしがあることを発見しても、甲に対して賃借料の減免若しくは損害賠償を請求することができない。

(禁止事項)

第16条 乙は、物件の使用権を第三者に譲渡又は転貸若しくは担保の目的に提供してはならない。

(賠償責任)

第17条 乙は、この契約に定める義務を履行しないことにより甲に損害を及ぼしたときは、甲にその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、物件の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがあるときは、損害の発生を防止し、損害を及ぼしたときは、第三者にその損害を賠償しなければならない。

(解除事由)

第18条 甲は、次のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 甲が自ら使用するときのほか、国、県又は他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため物件を必要とするとき。

(期間満了及び契約解除の通知)

第19条 甲は、貸借期間が満了するときは、期間満了の1年前から6か月前までの期間に、乙に対してこの契約が終了する旨を文書で通知する。

2 甲は、前条の規定によりこの契約を解除することを決定したときは、乙に対してこの契約を解除する旨を文書で通知する。

(原状回復及び物件の返還)

第20条 乙は、貸借期間が満了したとき又はこの契約が解除されたときは、自らの費用負担により物件を甲の指定する期日までに原状に復して甲に返還しなければならない。

(有益費等請求権の放棄)

第21条 乙は、前条の規定により物件を返還するときは、乙が負担した改良費等の有益費及びその他の費用の請求権を放棄するものとする。

(契約に要する費用)

第22条 この契約に要する費用は、全て乙の負担とする。

(疑義等の解釈)

第23条 この契約に関して疑義があるときは、甲乙協議の上定めるものとし、協議が整わないときは、甲の解釈により定めるものとする。

この契約締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 古河市下大野2248番地

茨城西南地方広域市町村圏事務組合

管 理 者

印

乙 (住所)

(氏名)

印

2 前項に規定する電気料金は、乙が設置した子メーターが示す月間電力使用量に、甲が契約する施設の月額電気料金（基本料金含む）を基に算出した単価を乗じて得た額の6ヶ月分を合算した額とする。

（賃借料等の納入遅延に係る違約金）

第9条 乙は、賃借料又は電気料金を、甲が指定する期限までに納入しなかったときは、遅延日数に応じて、納入すべき額に年14.6%を乗じて得た額を違約金として、甲に支払わなければならない。

（費用の負担）

第10条 自動販売機の設置及び維持管理、撤去に要する費用（消防育英会で指定するラッピング及び表示含む）は、全て乙の負担とする。

ただし、甲が撤去を必要ないと認めた場合はこの限りでない。

2 貸付仕様書により消防育英会支援型自動販売機を設置したときは、売上本数1本あたりに付き、公益財団法人消防育英会で定める額を当該機関に寄付するものとする。なお、寄付に要する費用は全て乙の負担とする。

（管理責任）

第11条 乙は、善良な管理者としての責任及び注意をもって物件を維持管理しなければならない。

（災害時等の協力）

第12条 乙は、災害時等に甲からの要請があるときは、自動販売機内の在庫飲料を無償で提供するものとする。

（報告等義務）

第13条 乙は、この契約締結後速やかに自動販売機の管理等の担当者を定め、自動販売機の管理関係等に関する届出書を甲に提出しなければならない。自動販売機の管理等の担当者に変更があったときも同様とする。

2 乙は、貸借期間内の毎月末締めにおいて、自動販売機の売上げ本数及び金額を、年2回（上半期分・下半期分）を翌月の10日までに、甲に報告しなければならない。

（甲の承認を要する行為）

第14条 乙は、物件において、自動販売機の改良又は変更等をしようとするときは、甲に対して、その旨を事前に文書で通知し、甲の承認を得なければならない。

（かし担保）

第15条 乙は、この契約締結後に物件に数量の不足又は隠れたかしがあることを発見しても、甲に対して賃借料の減免若しくは損害賠償を請求することができない。

（禁止事項）

第16条 乙は、物件の使用権を第三者に譲渡又は転貸若しくは担保の目的に提供してはならない。

（賠償責任）

第17条 乙は、この契約に定める義務を履行しないことにより甲に損害を及ぼしたときは、甲にその損害を賠償しなければならない。

2 乙は、物件の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがあるときは、損害の発生を防止し、損害を及ぼしたときは、第三者にその損害を賠償しなければならない。

（解除事由）

第18条 甲は、次のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 甲が自ら使用するときのほか、国、県又は他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため物件を必要とするとき。

(期間満了及び契約解除の通知)

第19条 甲は、貸借期間が満了するときは、期間満了の1年前から6か月前までの期間に、乙に対してこの契約が終了する旨を文書で通知する。

2 甲は、前条の規定によりこの契約を解除することを決定したときは、乙に対してこの契約を解除する旨を文書で通知する。

(原状回復及び物件の返還)

第20条 乙は、貸借期間が満了したとき又はこの契約が解除されたときは、自らの費用負担により物件を甲の指定する期日までに原状に復して甲に返還しなければならない。

(有益費等請求権の放棄)

第21条 乙は、前条の規定により物件を返還するときは、乙が負担した改良費等の有益費及びその他の費用の請求権を放棄するものとする。

(契約に要する費用)

第22条 この契約に要する費用は、全て乙の負担とする。

(疑義等の解釈)

第23条 この契約に関して疑義があるときは、甲乙協議の上定めるものとし、協議が整わないときは、甲の解釈により定めるものとする。

この契約締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 古河市下大野2248番地

茨城西南地方広域市町村圏事務組合

管 理 者

印

乙 (住所)

(氏名)

印

様式第 1 号

一般競争入札参加申請書（自動販売機設置用）

令和 年 月 日

茨城西南地方広域市町村圏事務組合

管 理 者 宛て

申込者 千 一
住 所（所在地）
法人名（個人名）
代表者名
担当者 氏 名
連絡先
e-mail



茨城西南地方広域市町村圏事務組合が執行する令和 7 年度消防施設自動販売機設置場所貸付に係る条件付き一般競争入札について、組合施設自動販売機設置者募集要項、貸付仕様書を承知の上、参加を希望しますので、誓約書を添えて申請します。

1 入札予定物件（※入札を制限するものではありません）

物件番号	1	2	3	4	5	6
設置希望						
物件番号	7	8	9	10	11	12
設置希望						
物件番号	13	14	15			
設置希望						

2 提出書類（申請時に提出する書類に○を記入してください。）

提出	書類名	様式	法人	個人	既設業者
	①一般競争入札参加申請書	様式第 1 号	○	○	○
	②誓約書	様式第 2 号	○	○	○
	③取扱商品提案書	様式第 3 号	○	○	×
	④契約の実績一覧・営業実績一覧	別表 1 及び 2	○	○	×
	⑤委任状	様式第 4 号	△	×	△
	⑥印鑑登録証明書		○	○	○
	⑦商業登録簿本（履歴事項全部証明書）		○		○
	⑧身分証明書（市町村発行のもの）		×	○	×
	⑨国税に未納がないことを証する納税証明書		○	○	○
	⑩市町村税に未納がないことを証する納税証明書		○	○	○

※記入に際しては、設置者募集要項を参照してください。

誓約書

令和 年 月 日

茨城西南地方広域市町村圏事務組合
管理者 宛て

申込者 千 一
住所 (所在地)
法人名 (個人名)
代表者名

実印

茨城西南地方広域市町村圏事務組合の執行する令和7年度消防施設自動販売機設置場所貸付に係る一般競争入札への参加を申請するにあたり、以下の事項について相違ないことを確約し、貴組合における入札、契約等に係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に対し貴組合が行う一切の措置について異議の申し立ては行いません。

記

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 組合の構成市町 (古河市、下妻市、坂東市、常総市、八千代町、五霞町、境町) において、契約に係る指名停止措置要綱等に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号から第4号まで又は第6号に掲げられた者でないこと。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 (平成11年法律第147号) に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続きの申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生の申立てをしていないこと。
- (7) 国税及び市町村民税の未納がないこと。
- (8) 申請にあたっては、設置者募集要領及び貸付仕様書の記載事項を承知したうえで参加します。

取扱商品提案書

茨城西南地方広域市町村圏事務組合

管理者 宛て

令和 年 月 日

所在地（住所）

法人名（個人名）

代表者名

実印

私が、販売する商品は下記のとおりです。自動販売機設置時には責任を持って下記の価格で提供いたします。

記

1 物件番号 _____

2 取扱商品及び販売価格

商品 銘柄数	メーカー名	商品名	内容量 (ml)	標準小売価格 (円)	販売価格 (円)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

※商品販売価格は、標準販売価格（定価）から30円を値引きした価格設定とします。

設置以降、物価変動等の理由により、商品販売価格を変更する場合は組合と協議し、価格を設定します。

別表 1

国又は地方公共団体（地方職員共済組合等を含む）と
種類及び規模をほぼ同じくする契約等の実績一覧

設置施設名	所在地	設置台数	設置期間
		台	年 月 日 ～ 年 月 日
		台	年 月 日 ～ 年 月 日
		台	年 月 日 ～ 年 月 日
		台	年 月 日 ～ 年 月 日

別表 2

自動販売機の設置および営業実績一覧

設置場所名称等	所在地	設置台数	設置期間
		台	年 月 日 ～ 年 月 日
		台	年 月 日 ～ 年 月 日
		台	年 月 日 ～ 年 月 日
		台	年 月 日 ～ 年 月 日

所在地（住所）
法人名（個人名）
代表者名

実印

委 任 状

令和 年 月 日

茨城西南地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 宛て

委任者

住 所 (所在地)

法人名 (個人名)

代表者名

実印

私は、次の者を代理人と定め、茨城西南地方広域市町村圏事務組合における令和7年度消防施設自動販売機設置場所貸付の手続きに係る一切の権限を委任します。

受任者

住 所 (所在地)

法人名 (個人名)

代表者名

印

質 疑 書

令和 年 月 日

茨城西南地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 宛て

申込者 〒 ー
住 所 (所在地)
法人名 (個人名)
代表者名

実印

担当者 氏 名
電話番号
FAX 番号
e-mail アドレス

令和7年度消防施設自動販売機設置場所貸付について、下記のとおり質問します。

質疑 番号	物件 番号	質 疑 内 容
1		
2		
3		

(注意)

- 1 質疑は、共通事項でない場合は、必ず物件番号を明記してください。
- 2 質疑のない場合、提出の必要はありません。
- 3 別紙を添付することもできます。

物件番号	
------	--

入 札 書

貸付場所								
入札価格 (年額)	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

令和7年度消防施設自動販売機設置場所貸付に係る一般競争入札について、組合施設自動販売機設置者募集要項、貸付仕様書、その他関係書類の内容を承知のうえ入札します。

令和 年 月 日

住 所
(所在地)
法人名
(個人名)



茨城西南地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 宛て

(注意)

- 1 入札書は、物件番号ごとに作成してください。
- 2 金額は算用数字を用いて右詰めで記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- 3 金額の訂正は認めません。
- 4 消費税適用物件の入札価格については、消費税相当額を除いた額（110分の100）を記載してください。

自動販売機の管理関係等に関する届出書

令和 年 月 日

茨城西南地方広域市町村圏事務組合
管理者 宛て

設置者 〒 -
住所 (所在地)
法人名 (個人名)
代表者名

実印

下記貸付物件に設置する自動販売機の個別業務等の実施者について、次のとおり届け出します。

1. 貸付物件

物件番号	施設名	物件所在地

2. 個別業務の実施者

区分	実施者及び所属部署	連絡先 (電話番号)
自動販売機所有者		
設置管理責任者		
故障時の対応者		
商品の補充者		
売上代金の回収者		
その他 ()		

注記:本書類提出の際には、設置を予定している自動販売機のカタログを必ず添付してください。